

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主  
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第23号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条  
第3項の規定に基づき、不整地運搬車の定期自主  
検査指針（労働安全衛生規則第151条の53の自主  
検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、不整地運搬車の定期自主検査指針（労働  
安全衛生規則第151条の53の定期自主検査に係る  
もの）（平成3年7月26日付け自主検査指針公示  
第12号）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 不整地運搬車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の53の自主検査に係るもの）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の53の規定による不整地運搬車の自主検査の適切かつ有効な実施を図るため当該自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課において閲覧に供する。